令和８年度 柳川市立昭代第二小学校いじめ防止基本方針

Ⅰ　いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることであると認識して、より根本的ないじめの問題克服のためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域、その他の関係者が一体となった組織的、継続的な取組が必要である。

そこで、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「福岡県いじめ防止基本方針」を受け、本校でも、「昭代第二小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応を行うために、地域や家庭・関係機関と連携したいじめへの組織的な取り組み、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするものである。

いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第２条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

Ⅱ　いじめ防止のための推進体制

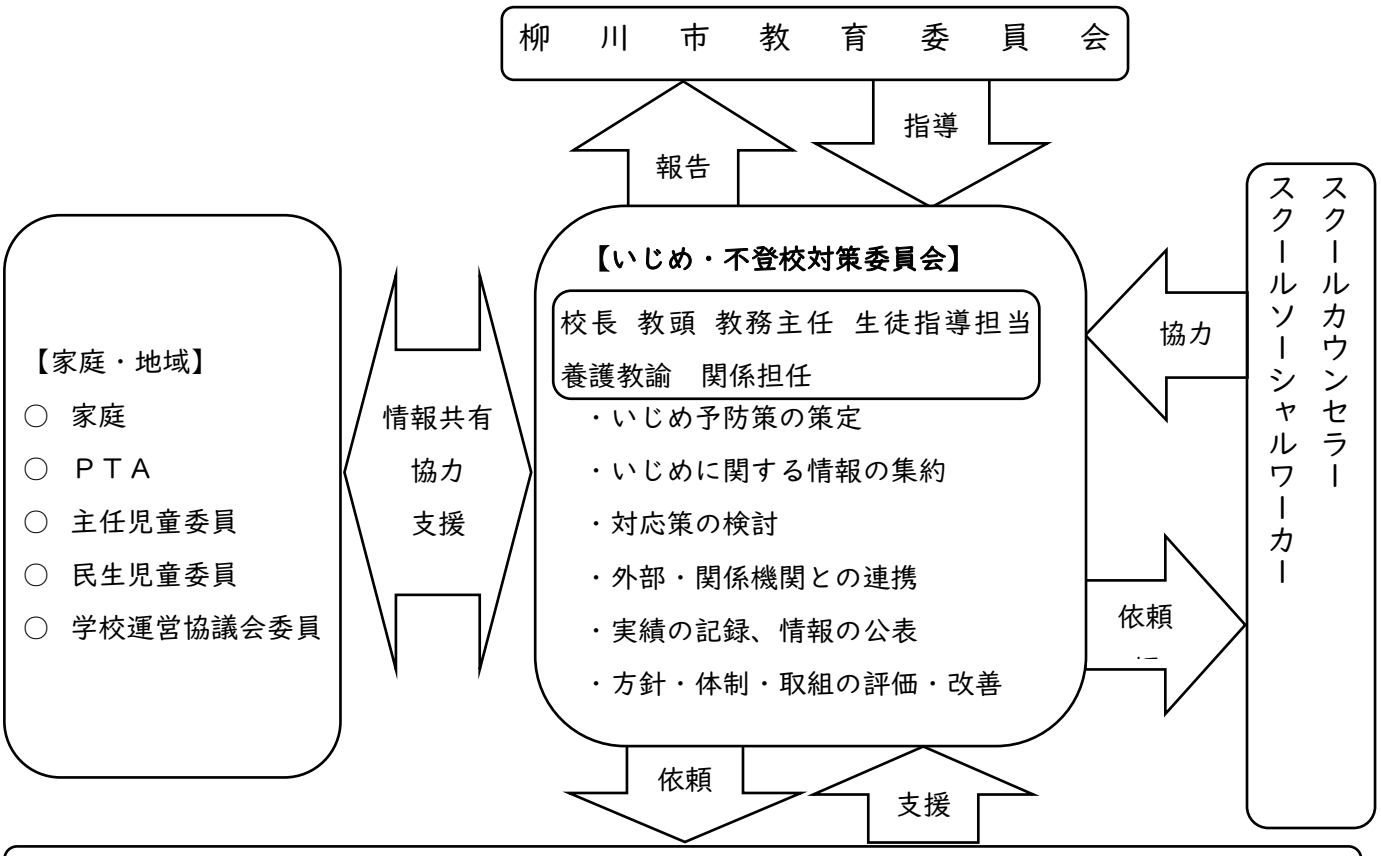

【関係機関】〇学校教育サポートセンター(CORE-LINK) 〇警察署（スクールサポーター）　〇児童相談所

Ⅲ　いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも、どの学級でも起こりうることであると認識して、より根本的ないじめの問題克服のためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域、その他の関係者が一体となった組織的、継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。そこで、本校では年間を見通した予防的な取組を計画し、協力協働体制で実施していく。

令和８年度　いじめ問題等に係る年間計画

	全校での取組	いじめ・不登校対策委員会	保護者等との連携
４月	始業式でのいじめ防止基本方針の説明 学級づくり いじめアンケート・チェックリスト	確認事項の共有 （前年度からの引き継ぎ事項等） 指導方針、指導計画の審議 対策･対応の審議 アンケート集約	学校ＨＰへの掲載 PTA 総会・懇談会での説明
５月	柳川市教育相談強調月間 柳川市生活アンケート・チェックリスト →教育相談 指導方針・指導計画・対策・対応の共通理解	いじめ兆候にある児童の把握 アンケート集約	個人懇談
６月	いじめアンケート・チェックリスト いじめ兆候にある児童の情報の共有化	アンケート集約	関係機関との 情報共有
７月	人権学習 同和問題啓発強調月間→なかよし集会 いじめアンケート・チェックリスト	アンケート集約 指導方針、指導計画の評価・改善	ＰＴＡ講演会 保護者アンケート
８月	生徒指導研修会（外部講師依頼）	改善策を確実に実施要請	
９月	いじめアンケート・チェックリスト	アンケート集約	
10 月	柳川市いじめ撲滅月間 柳川市生活アンケート・チェックリスト →教育相談	アンケート集約	保護者アンケート
11 月	いじめアンケート・チェックリスト	いじめ兆候にある児童の把握 アンケート集約	保護者アンケート
12 月	人権週間→人権学習･人権集会･人権標語 いじめアンケート・チェックリスト	アンケート集約 指導方針、指導計画の評価・改善	
１月	いじめアンケート・チェックリスト	アンケート集約	保護者アンケート

	→教育相談		
２月	いじめアンケート・チェックリスト	アンケート集約	学級懇談会
３月	いじめアンケート・チェックリスト	アンケート集約・保管	

※５月・１０月・１月の教育相談期間は、担任が児童一人一人と面談ができるように配慮をする。

※アンケートや個人面談、校内研修等の実施状況を学校評価項目に位置付ける。

Ⅰ　いじめを生まない教育活動の推進

（１）道徳教育の充実

いじめ問題は他人を思いやる心が十分に育まれてないから発生するものである。そこで、「特別の教科 道徳」の時間に自分の見方、考え方、感じ方を表出させ、それをもとに話し合い、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、他人を思いやる心を育てるようにする。本校の取組として、次のことを行う。

○　道徳科の時間に B-(6)・B-(7)「親切・思いやり」と C-(10)・C-(11)・C-(12)「規則の尊重」の内容項目を重点として、自分の見方や考え方、感じ方を表出させたり、経験の振り返りを促したりする体験的な学習を仕組み、道徳性を養う。

○　学校の教育活動全体を通して、命の尊さを伝えるとともに、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるようにする。

学年	親切・思いやり	規則の尊重	学年	親切・思いやり	規則の尊重
１	学校にはね（５月） はしのうえのおおかみ（７月） はなばあちゃんがわらった（１２月） かお（７月） みんなだれかに（８・９月）	みんないっしょ（４月） よりみち（８・９月） ぼくのしごと（１０月） みんなのボール（１月）	２	くまくんのたからもの(４月) じぶんがしんごうきに(５月) ぐみの木と小鳥（２月）	かくしたボール（５月） きいろいベンチ（１１月） 大すきなフルーツポンチ（１２月） いま、ぼくに、できること(３月)
３	やさしい人大さくせん（１月） 大通りのさくらなみ木（３月）	作ひんのかち（７月） ゴミステーション（７月） きまりじゃないか（８・９月） みさきさんのえがお（１０月）	４	日頃の気持ちを伝えよう（８・９月） ポロといっしょ（３月）	となりのせきで（６月） 日曜日のバーベキュー(１０月) 雨のバス停留所で（２月）
５	最後のおくり物（６月） くずれおちた段ボール箱（１月）	駅前広場は自転車置き場（６月） 遊園地のできごとから（１１月）	６	心に通じた「どうぞ」のひとこと（４月） みんな一緒だよ（１０月）	「法律」ってなんだろう（６月） ピアノの音が（１２月）

（２）人権・同和教育の充実

いじめは、「人として決して許される行為ではない。」ことを児童に理解させることが大切である。また、人権教育の基になる生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。『かがやき』や『あおぞら』『あおぞら２』を活用しながら、「誰もがかけがえのない存在」であることを教育活動全体を通して理解させなければならない。本校の取組として、次のことを行う。

○　『かがやき』や『あおぞら』『あおぞら２』を活用した授業を推進すると共に、７月と１２月に日頃の授業と関連させて、児童が主体的に進めていく全校児童による人権集会の取組を行う。

○　人権作文や人権標語の取組によって、いじめに対する人権感覚を磨き、自分の差別性にしっかり向き合う。

（３）体験活動や自問活動の充実

実際に自分の目で見て、耳で聴き、心に感じたことを振り返る活動は、自己中心的な言動を自制していく耐性や相手の立場を尊重しようとする風土を助成していく。本校の取組として、次のことを行う。

○　日頃の学習活動、学校行事等を振り返る活動を通して、意志力や思いやり、創造力を育んでいく。
○　生活科や総合的な学習の時間を中心に、学校や校区のよさや地域の人々の温かさに触れたり、身近な人々へ感謝の気持ちを表したりする学習の機会を設ける。
　１年　校区の四季　昔遊び　２年　町たんけん　校区施設の高齢者との交流　３年　柳川の偉人
　４年　掘割探検隊　　５年　有明海を守れ　　６年　感謝の気持ちを伝えよう　キャリア

（４）授業改善

自分の考えを伝え、交流することで、「できる、分かる喜び」を味わわせることは自尊感情を高揚し、安心して学校生活を送ることができる素地となるものである。本校では、特に以下のことに留意しながら授業改善に努めていく。

○　１単位時間で基礎基本の定着を図る。
　・授業内容を精選・焦点化して学習を行う。
　・学習の終末では、適用題で評価して定着指導をする。
○　考えを書く活動と連動した話合い活動の日常的な推進を図る。
　・書かせる内容と方法を吟味したノート指導をする。
　・観点を吟味し、自他の解決方法の共通点やよさを出し合ったり、理由や根拠を明らかにしたりして話し合うことができるようにする。
　・ペア、グループ、全体といった学習形態を工夫する。
○　指導体制を整備し、複数の指導者で多様な形態による指導を工夫する。
　・校長、教頭、教務主任が授業者及び補助として学級に入り、担任との関わりでＴＴや少人数指導、個別指導等、多様な指導形態で指導する。

（５）望ましい集団づくり

児童は、周囲の人との関わりながら、社会性を育んでいく。集団生活の中で、人と触れ合うことの喜びや自分の果たすべき役割や責任を知り、それを実行することを通して、周りの人から認められて、自尊感情を高めることができる。時には考え方の違いから、相手ともめごとを起こしたり、傷つけ合ったりすることもある。そういったもめごとを一つ一つ解決していくことにより、よりよい人間関係の築き方を学んでいくこともできる。本校では、次の取組を行う。

○　共感的な人間関係を築くために、縦割集会などの異学年交流の場を計画的に実施する。
○　学級活動において学年の発達段階に応じて、計画的に友達のよさを見つけたり、友達から学んだりする学習を仕組み、日常の生活でも生かせるようにする。

全学年共通指導

学年	共通指導項目	
１～６年	・学級開き	・代表委員会の話合い（4.6.9.11.1.3 月）
	・学級目標	・夏休みの過ごし方
	・学級の係（4.10 月）	・冬休みの過ごし方
	・当番決め	・６年生ありがとう（2 月）
	・学期の振り返り	・春休みの過ごし方

学年指導

学年	指導項目	
１年	・当番活動の仕方（5 月）	・学級会をしよう（11.2 月）
	・友だちのいいところみつけ（7 月）	・みんなちがってみんないい（12 月）
	・友だちとあそぼう（12 月）	
２年	・学級集会をしよう（6・2 月）	・友達のよいところをみつけよう（7.12 月）
	・学級の困ったことを話し合おう（11 月）	
	・みんななかよし（12 月）	
３年	・友達のよいとこみつけ（7 月）	・学級を見直そう（11 月）
	・みんなのためにできることを話し合おう（8.9 月）	・気持ちのよい学級に（10 月）
	・友達のよいところを認め合おう（12 月）	
	・友達の気持ちを考えて話そう（2 月）	
４年	・友達の気持ちを考えて話そう（6 月）	・思い出集会をしよう（3 月）
	・友達のよいところをみつけよう（7.12 月）	
	・男女の協力（8.9 月）	
５年	・運動会のふり返りをしよう（5 月）	・学級の諸問題につての話合い（6.8.9 月）
	・楽しい学級づくりについて話し合おう（11 月）	・６年生に向けての心構えを考えよう（3 月）
	・友達のよいところを学ぼう（12 月）	
６年	・縦割班のお世話について話し合おう（4 月）	・最高学年としての掃除を考えよう（4 月）
	・運動会のめあてと係を決めよう（4 月）	・運動会のふり返りをしよう（5 月）
	・学校の諸問題について話し合おう（6 月）	・友達のよいところを学ぼう（7.12 月）
	・陸上記録会の振り返りをしよう（10 月）	・楽しい学校づくり（代表委員会）（11 月）
	・中学生に向けての心構えを考えよう（3 月）	

３　職員研修の充実

教職員のいじめ問題に対する指導・対処の向上を図るために、次の研修を行い、いじめの未然防止に努める。

○　国・県・市の「いじめ防止基本方針」について、いじめに対する認識やいじめ対応の基本的な考え方や未然防止、早期発見、早期対応についての研修を実施する。

○　全職員の人権感覚を磨く研修を実施して、児童一人一人を大切にしようとする。

また、効果的な研究を実施するために以下のことに努める。

① できる限り多くの教師がいじめの問題に関する実践的な研修を受けることができるように配慮するとともに、管理職や生徒指導担当、養護教諭など、受講者の区分に応じたきめ細かで効果的なプログラムを用意する。また、学級経営や生徒指導・教育相談に関する研修を一層充実させていく。

② 研修内容・方法について、心理、医療等の様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らない事例研究やカウンセリング演習を実施したりするなど、受講者が目的意識を持って実践的な知識・経験が得られるよう工夫する。

4 保護者・地域への働きかけ

いじめの防止は、学校と家庭、地域の連携が不可欠である。学校での取組を家庭や地域に周知して、家庭での躾や地域での見守りを行いながら、いじめを許さない環境づくりを行っていく必要がある。そのために、次の取組を行う。

○ 学校便りやホームページ、ＰＴＡ総会を通して、本校のいじめ防止の取組や発生時の対策について公表する。

○ 交通安全協会やＰＴＡの朝の登校の見守りや挨拶運動を継続して、子どもたちと地域の方と関わりを強くする。

Ⅳ 早期発見のための取組

いじめの早期発見は、児童と関わっている全ての大人が連携して、児童のささやかな変化に気づいて迅速に対処していかなければならない。そのためには、些細な予兆であっても、いじめではないかと疑いをもって的確に関わりをもち、いじめに気づく力を向上させていく必要がある。

また、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査やその結果に伴う教育相談の実施、相談ポスト等の周知による、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携してしっかり児童を見守ることが必要不可欠である。

Ⅰ 教職員のいじめに気づく力を向上させるために

（１）児童の立場に立つ

児童一人一人を大切な存在であると考え、人権を尊重した教育活動を行う。そのために人権感覚を磨くとともに、児童の言葉をしっかり受け止め、その立場に立って児童を守るという姿勢を大切にする。

（２）児童との信頼関係を築く

児童は自分のことを分かってくれる教職員でなければ、相談したり、本当のことを話したりしない。常に児童の話をその立場に立ってじっくり聴き、受容していくという態度で接していくことが大切である。そのために、授業中だけでなく休み時間等においても、児童と接する機会を増やし、信頼関係を築いていくようにしなければならない。

２　早期発見のための手立て

（１）アンケート調査の実施

○　児童アンケート

行事予定表に毎月１回生活アンケートを実施することを明記する。実施については、４ヶ月に１回、年３回は無記名で行う。（無記名の場合は、集めるときにアンケート用紙の角を折ったり、付箋をつけたりして配慮を要する児童を特定できるようにする。）また、アンケート結果は、児童の在学中、保存・保管する。

※５月（柳川市教育相談強調月間）と１０月（いじめ撲滅月間）は、柳川市の生活アンケートを実施する。

○　保護者アンケート

７月と１月に保護者に対してアンケートを実施する。児童の家庭での生活態度や友達関係等の情報を家庭から収集する。

○　教職員のチェックリスト

「いじめの早期発見のための手引き」を活用して、チェックリストを実施する。「登校から朝の会」「授業中」「休み時間」「給食時間」「昼休み」「帰りの会」等の日常観察の記録を残していく。

（２）教育相談の実施

○　定期的な教育相談

定期的な教育相談週間を５月と１０月の柳川市の生活アンケート実施後いじめの有無に係わらず、児童が気軽に担任に相談できるようにいじめ問題に限定せず、日常生活や友達関係で困っていることや気になることを相談できるように留意する。

○　臨時の教育相談

いじめ問題に関連する事案がはっきりしない場合、当該児童を対象として臨時の教育相談を行う。その際、担任以外でも当該児童が話しやすい教職員がいれば、その教職員が教育相談をして情報を収集するようにする。また、養護教諭と連携を図り、ケースによっては、中学校のスクールカウンセラーに教育相談を要請して情報を収集できるようにする。

（３）日常の観察や指導

担任は学級内の児童の人間関係を注意深く観察して、気になる言動が見られた場合には、適切な指導を行い、児童の人間関係の修復に努める。指導が行えないと判断した場合は、生徒指導担当者や教務主任、教頭、校長に相談して指示を仰ぎ、連携して指導を行う。その際、必要に応じてどのような指導をしたかノート等にボールペンで記録を残し、情報を共有できるようにしておく。

また、日記指導等によって、児童の生活実態を把握して、いじめの早期発見に努める。

（４）相談ポストの設置や相談ダイヤルの周知

担任に直接話ができない場合や知られたくない場合に、利用できる相談ポストや相談ダイヤ

ルについて周知して、児童が相談できる一つの方策とする。相談ポストの場所や使い方の説明、相談ダイヤル等を教室に掲示したり、児童のタブレット端末に入れたりする。相談ポストには、相談事だけではなく、相談したい相手を書かせることで、教育相談に繋いでより深く情報を収集できるようにする。

（５）情報の共有化及び指導体制づくり

いじめに係る情報を抱え込み報告を行わないことは、法の規定に違反し得ることを全職員に周知し、児童の些細な変化や気になる情報に対して、発見した教職員が担任に伝えたり、校務ソフトに記録したり、メモを残したりして情報の共有化を図る。

また、アンケートや個人面談、相談ポスト等を通して得た情報を集約し、配慮を要する児童に対しては、担任や担当者が生徒指導担当者に報告し、いじめ・不登校対策委員会の中で協議して、情報の共有化を図り、連携指導ができるようにする。

Ⅴ　いじめに対する措置

いじめに該当するか否かは、いじめられた児童の立場に立って判断するとともに、いじめ・不登校対策委員会で組織的に判断する。いじめが確認された場合、いじめを受けた児童や情報を提供した児童の安全を確保する。いじめた児童に対して複数の職員で事情を確認した上で適切に指導する。指導方針を共通理解して組織的に対応することが大切である。本校では、次のように対応していく。

いじめの発見

・児童、保護者からの訴え　　・担任からの報告（日常観察、日記等から）
・各種アンケートからの発見　・教職員からの報告（日常観察）
・教育相談からの情報　　・相談ポストからの発見

生徒指導担当　→　校長（教頭）への報告

※対応したことを時系列で教頭（教務主任）が記録に残す。

【一次対応：緊急対応】いじめ・不登校対策委員会の招集
（校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、担任、養護教諭）

（１）協議（いじめに該当するか否か、緊急度の確認）
（２）役割分担（事情聴取者、支援、指導担当、保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当）
（３）情報収集・整理　・いじめを受けた児童…事実関係の把握
※心のケア、安全確保、全面的な支援を優先
・いじめた児童……事実関係の把握
・周囲の児童……事実関係の把握
（４）関係保護者への事実関係の報告、信頼関係の構築
（５）関係機関への依頼（教育委員会、ＰＴＡ役員、民生児童委員　等）

【二次対応：中期対応】いじめ防止委員会の招集・対応

（校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、担任、養護教諭、ＰＴＡ会長、民生児童委員、学校運営協議会委員、SC、SSW、スクールサポーター　）

（１） 協議（今後の対応・方針の共通理解、役割分担）

（２） 役割分担（いじめられた児童支援者、いじめた児童指導者、関係保護者への対応担当、一般保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当）

（３） 対応

○ いじめを受けた児童…担任及びＳＣ等のチームによる支援

○ いじめた児童……いじめた事実に応じたきめ細かな指導

○ 関係者保護者……事実関係及び指導方法の伝達　協働意識の向上

○ 一般保護者……場合によっては事実関係の伝達

※ 関係機関等は常に情報共有化を図り、支援・協力体制を継続していく。

【三次対応：中期対応】いじめ防止委員会の継続対応

（校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、担任、養護教諭、ＰＴＡ会長、民生児童委員、学校運営協議会委員、SC、SSW、スクールサポーター）

（１） 協議（今後の対応・方針の共通理解、役割分担）

（２） 役割分担（いじめられた児童支援者、いじめた児童指導者、関係保護者への対応担当、一般保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当）

（３） 対応

○ いじめを受けた児童…対人関係能力の向上

○ いじめた児童……規範意識の向上、対人関係能力の向上

○ 関係者保護者……指導方法の伝達、協働意識の向上

○ 一般保護者……家庭教育力の向上

※ 関係機関等は常に情報共有化を図り、支援・協力体制を継続していく。

【解消】

「いじめに係る行為が止んでいること」（少なくとも３ヶ月）と「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」（面談等により確認）を基準に判断する。

Ⅵ　重大事態への対応

１　重大事態の意味

○　いじめにより当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合（児童が自殺を企図した場合等）

○　いじめにより当該児童が相等の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（年間 30 日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）

※　児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、すぐに報告・調査等に当たらなければならない。

２　重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合、直ちに柳川市教育委員会へ事態発生について報告する。

教育委員会が判断した調査主体に応じて対応に当たる。

（１）調査主体が教育委員会である場合

学校は、教育委員会の指示通りに資料の提出や調査に協力する。

（２）調査主体が学校である場合

①校長がいじめ防止委員会を招集して調査方針、役割分担を決定する。

②事実関係を明確にするための調査を行う。ただし、調査を開始する前には、いじめを受けた児童及び保護者に対して次の事項について丁寧に説明を行う。

・調査の目的、目標　　・調査主体（組織構成・人選）　　・調査時期・期間

・調査事項、調査方法　　・調査結果

③教育委員会の指導のもと、いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。

④調査結果について、教育委員会を通じ市長へ報告する。

Ⅶ　学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先にするために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応することが義務付けられている。

柳川警察署スクールサポーター0944－74－0110【保護者に周知】

〔根拠：関係法令〕いじめ防止対策推進法 第 23 条第６項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

※学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例は別資料

【警察に相談・通報した後の児童支援・指導】

被害児童への支援	加害児童への指導・支援
○被害を受けた児童を徹底して守り抜くとの意識の下、児童に寄り添える体制を構築する。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行う。 ○児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行う。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行う。

【家庭との連携について】

いじめ防止対策推進法第４条では、「児童生徒は，いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

「いじめは，どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童生徒はいない」という共通認識に立ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため，いじめ防止対策推進法第８条に基づき、家庭・地

域と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

資料：【警察に相談又は通報すべきいじめの事例】

＜暴行＞　・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 　　・無理やりズボンを脱がす。 ＜傷害＞　・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 ＜恐喝＞　・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 　　・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 ＜窃盗＞　・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。 ＜器物損壊＞　・自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。 ＜強要＞　・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 ＜脅迫＞　・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 ＜名誉毀損＞・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴 　　を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。 ※この他にも、児童ポルノ提供等、自殺関与、強制わいせつ等もあります。
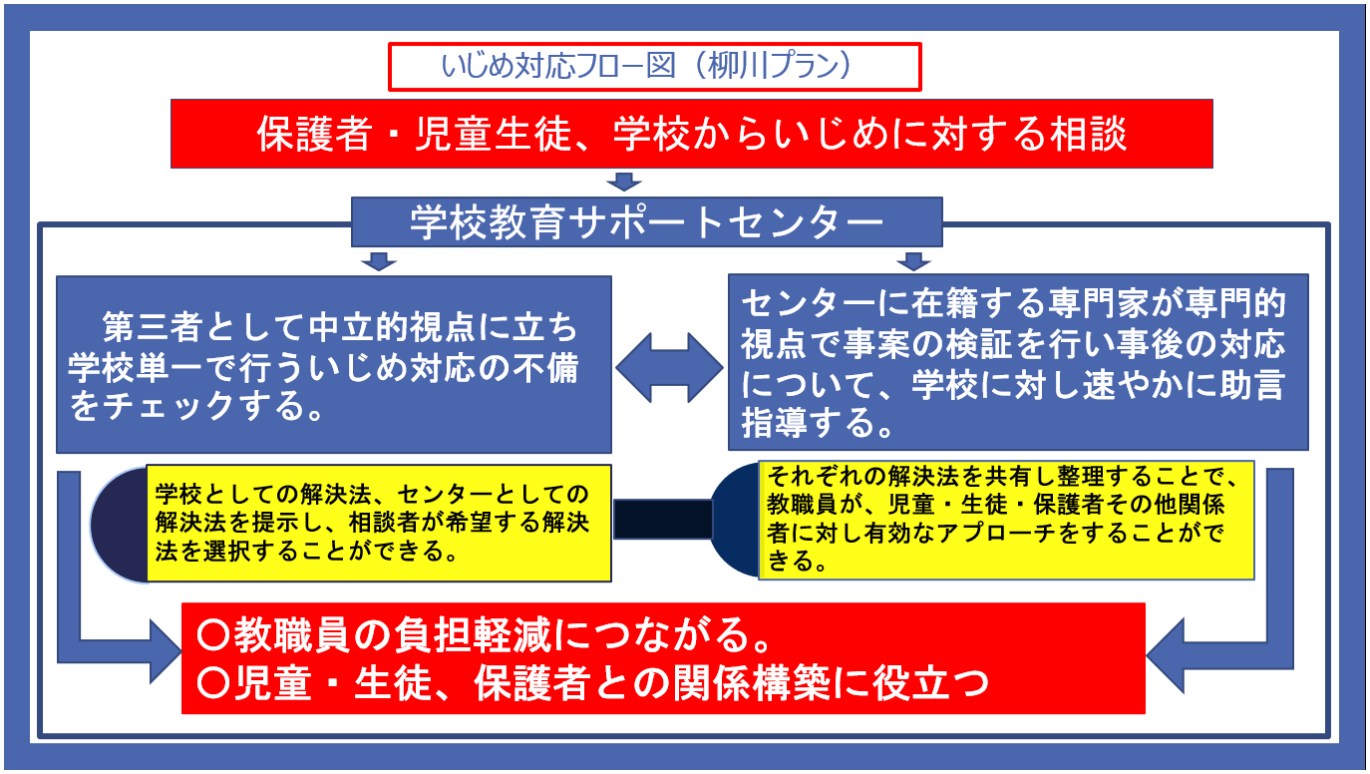
資料：【学校教育サポートセンター(CORE-LINK)との連携】